

平成 29 年 10 月 25 日

お客様 各位

応用地質株式会社  
計測システム事業部



設備投資のチャンスです!

生産性向上設備投資促進税制および中小企業投資促進税制  
の上乗せ措置に関する弊社対応商品について

2017年4月に経済産業省から「中小企業等経営強化法」についての案内が出されています。

この制度は、中小企業者が、指定期間内に、「経営力向上計画」を策定・申請をし、担当省庁により認定されると、発売開始6年以内で生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備を新規取得して、指定事業の用に供した場合、税制優遇措置(即時償却または税額控除 7~10%)が受けられる制度です。

制度の詳細は経済産業省の以下WEBサイトでご確認いただけます。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160729002/20160729002.html>

弊社製品においても、条件に合致する商品が現状下記7品目ございます。

(今後も対象機器が増える可能性もありますので個別にお問い合わせください)

- ・高精度デジタル挿入式孔内傾斜計 デジタルQティルト 6000  
(プローブとハンディロガーのセットが必須) 注:2017 年まで
- ・PS検層データロガー McSEIS-PS
- ・高精度表面波探査用データロガー McSEIS-SW
- ・デジタル地下レーダシステム SIR-4000
- ・デジタル地下レーダシステム ユーティリティスキャンDF
- ・デジタル地下レーダシステム ユーティリティスキャンスマート
- ・孔内微流速検層システム

上記商品のご購入を決定された際にご要望いただければ、本制度の適用を受ける為の「証明書」を有料にて発行いたします。(証明書は税務申告の際に確定申告書等に添付することになります)

なお、実際に税制優遇措置が受けられるかどうかは設備された機器を実際に業務で使用されているかどうか等を踏まえて税務署の判断となりますのでご承知おきください。

また、証明書の発行費用は6,000円(税別)となります。

この機会に該当機種の新規ご購入を積極的にご検討いただきます様お願い申し上げます。

本件に対するお問い合わせ先

サービス開発部

029-851-5026

e-mail seihin@oyo.jp